

## ～中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の認定を申請される方へ～

【新型コロナウイルスによる市町村認定枠】

### 主な認定要件

1. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が富津市内であること。
2. 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。（指定業種については、中小企業庁ホームページによりご確認ください。）
3. 最近3か月の売上高がコロナの影響を受ける直前の同期売上高と比較して5%以上減少していること。

### 必要書類

1	認定申請書 2通	<input type="checkbox"/>
2	最近3か月分とコロナの影響を受ける直前の同期3か月分の売上高又は販売数量が確認できる資料（試算表、売上台帳 等）	<input type="checkbox"/>
3	【法人の方】履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し	<input type="checkbox"/>
	【個人の方】直近の確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>
4	委任状（代理人が申請する場合）	<input type="checkbox"/>
5	許認可証の写し※許認可業種の場合	<input type="checkbox"/>

- ・上記の書類を富津市役所商工観光課にご提出ください。
- ・上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類をご提出いただくこともございます。
- ・認定書の有効期間は発行日から30日間です。

※ただし、令和2年1月29日から令和2年7月31日までに発行されたものの有効期間については8月31日までとする。

【お問い合わせ先】 商工観光課

TEL：0439-80-1287